

第22期第21回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年8月3日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第21回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)8月3日(木)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、阿部委員、
高田委員、田村委員、小谷地委員、田中委員、煤孫委員、富樫委員、
傳委員 (13名)
- 4 事務局 事務局長 濱谷 仁
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 菅原 範彰
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
議案第2号 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について(答申)
議案第3号 「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針並びに秋さけ漁獲見込量」に係る対応について
 - (2) 協議事項
協議事項1 胆振海区漁場計画に係る公聴会の開催について(第15次定置漁業権)(協議)
 - (3) 報告事項
報告事項1 北海道資源管理方針の一部改正並びに特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の当初配分及び変更について

7 議事の顛末

濱谷事務局長

それでは只今から、第22期第21回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶 申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、胆振総合振興局水産課の菅原課長をはじめ、関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、北海道知事から諮問のあった「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を始め、審議事項3件、協議事項1件、報告事項1件となります。

皆様方には、よろしく審議の程お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

濱谷事務局長

本日の来賓を紹介します。

胆振総合振興局産業振興部水産課菅原課長です。春日漁業管理係長です。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中13名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成り立ちました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。室村委員、煤孫委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

右上に「議案第1号」と記載された資料をご覧ください。

7月21日付けで北海道知事から当委員会に諮問のあった文書となります。

内容は、いか釣り漁業についての道外者に関わるものとなっております。本案件につ

きましては、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づいて、制限措置の内容及び申請すべき期間について意見を求められているものです。

資料2ページが告示の案となります。当該漁業権につきましては、従前の許可の満了に伴う新規の許可を行うにあたり令和5年3月8日開催の当委員会で諮問答申していたところでございます。今回、改めて青森県から新規の着業の要望があり追加の公示のお願いしたいとの依頼があったことから、制限措置の内容並びに申請すべき期間について関係海区委員会に諮問があったものです。

要望があった海域でございますが、3ページの操業区域の区分6の道南太平洋海域となっております。檜山から根室までの海域が対象となっておりますので、そこを管轄する海区委員会へ諮問がされております。

制限措置の内容につきましては、記載のとおり1隻の公示を予定しております。

申請すべき期間については、通常一月をくだらない範囲において定めることとされておりますが、漁業時期が6月1日からとなっており、既に漁業時期が開始していることから、一月以上の申請期間を設定することは、漁業者の操業の時期を逸し経営に著しい支障を及ぼすと認められるため、漁業法第58条において読み替えて準用する漁業法第42条第2項の規定に基づいて10日間に短縮し令和5年8月28日から令和5年9月6日までの期間で設定する予定となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

意見が無ければ、議案第1号については、原案どおり知事に答申してよろしいでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定いたします。

次に議案第2号「海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

議案第2号「海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について」を説明いたします。

右上に議案第2号と記載の資料をご覧ください。

5月31日付けの北海道告示第10857号で公示していた胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）に対し、漁業法に基づく免許申請があり、同法第70条の規定により北海道知事から諮問があったものとなります。

本議案は、漁業法第71条の免許をするかしないか、についてとなります。

一枚めくっていただき、横表となりますが、共同漁業権が胆海共第1号から第29号、渡胆海共第1号、第2号まで、区画漁業権が、室海区第1号から第3号、伊海区第1号から4号、虻海区第1号、第2号、豊浦海区第1号、第2号の11件となっております。

件数が多いことから、海共番号は飛びますが申請者ごと区切って説明させていただきたいと思います。

まずは、共同漁業権のうち、胆海共第1号及び第2号並びに第21号、第22号ですが、鶴川漁業協同組合からの申請となります。

当該申請者に係る北海道の審査状況は表の下にあるように、公示された漁場計画と同じ申請内容であることや、適格性も「当該満了漁業権を有する者による申請」ということで問題なしとの審査となっております。

続いて、胆海共第3号及び第4号、第23号になりますが、これは苫小牧漁業協同組合の申請となります。道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

続いて、胆海共第5号、6号、7号、8号、9号、10号となります。これは、いぶり中央漁業協同組合の申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ申請内容であること、当該満了漁業権を有するものによる申請であり問題なしとの審査結果となっております。

続いて、胆海共第11号、第12号です。これは室蘭漁業協同組合からの申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

続いて、胆海共第13号から第20号です。これはいぶり噴火湾漁業協同組合の申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

続いて、共同申請に係る者として、胆海共第26号、第27号です。これは、苫小牧漁業協同組合ほか3名として、鶴川漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合、室蘭漁業協同組合の4者の共同申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請で問題なしとの審査結果となっております。

続いて、胆海共第28号、29号です。これは、いぶり中央漁業協同組合ほか1名として、室蘭漁業協同組合の2者の共同申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請で問題なしとの審査結果となっております。

続いて、渡胆海共第1号、第2号です。これは、落部漁業協同組合ほか6名として、砂原、森、八雲町、長万部、いぶり噴火湾、室蘭の漁業協同組合、7者での共同申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

ここからは、区画漁業権となります。

まず、室海区第1号から第3号ですが、室蘭漁業協同組合の申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

続いて、伊海区第1号から第4号及び虻海区第1号、第2号、並びに豊浦海区第1号、第2号ですが、いぶり噴火湾漁業協同組合の申請となります。

道の審査状況は、公示された漁場計画と同じ内容の申請であること、当該満了漁業権を有する者による申請であり問題なしとの審査結果となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

岩田会長

それでは、議案第2号については、申請者ごとに審議を行って参ります。

鶴川漁業協同組合の、胆海共第1号、第2号、第21号、第22号について、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、又、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、苫小牧漁業協同組合の胆海共第3号、第4号、第23号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、いぶり中央漁業協同組合の胆海共第5号から第10号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、室蘭業協同組合の胆海共第11号、第12号、区画漁業権の室海区第1号から3号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、いぶり噴火湾漁業協同組合の胆海共第13号から第20号、区画漁業権の伊海区第1号から4号及び虻海区第1号、第2号、並びに豊浦海区第1号、第2号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、共同申請の苫小牧漁業協同組合ほか3名の胆海共第26号、第27号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、いぶり噴火湾漁業協同組合ほか1名の胆海共第28号、第29号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

最後に、落部漁業協同組合ほか6名の渡胆海共第1号、第2号については、漁業法第71条の「免許をしない場合」に該当しない、また、72条の「適格性を有する」として知事に答申してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。次に議案第3号「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針並びに秋さけ漁獲見込量に係る対応について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

濱谷事務局長

お手元の右上に議案第3号と記載の資料をご覧ください。

例年審議いただいております当管内のルールである「秋さけ定置漁業の格差是正対策漁獲最高限度額（いわゆる金額ノルマ制）について」ご審議いただくものです。

まず、今年、令和5年の秋さけの資源状況について説明いたします。3枚めくっていただき、右上に参考資料1と書かれた資料をご覧ください。

これは、6月26日に開催された、第22期第6回北海道連合海区漁業調整委員会で、さけます内水面水産試験場から報告公表された資料となります。

既に各種報道や公表もされておりますので、概要のみ説明させていただきます。

最初の1ページ目は、前年の令和4年の北海道への秋さけ来遊の状況となっております。

昨年の全道の秋さけの来遊数は、3,347万尾であり、前年比で180%と大幅に増加し、7年ぶりに3,000万尾を超え、来遊予測に対する実績の値は163%と全道で予測を大きく上回る結果となりました。

一方で、年齢別の来遊数では、4年魚は平成以降の平年並みであったことに対し、5年魚は平成以降で2番目に低い数値となっており、3年魚においては、平成以降で最も

多い数値となっております。

期別で見ると、中後期の来遊が大幅に増加しましたが、平均目周りは近年で最も小型であった平成30年をも下回る結果となっております。

続いて2ページ目ですが、各海区への来遊状況では、全海区で前年を上回っていますが、根室、えりも以東、えりも以西では低水準の来遊にとどまっています。

続いて今年の来遊予測ですが、3ページをご覧ください。

近年の成熟年齢若年化に対応した予測を行うため、令和3年以降、若齢年級のデータのみを使用し、従来からのシブリングにより分析予測を行っております。

肝心の予測来遊尾数ですが、ページの中段の表でございますが、当海区が関係するえりも以西海区の胆振地区が37万8千尾で前年来遊実績の95.7%、噴火湾地区、渡島側も含みますが24万9千尾の前年実績比110%の予測となっております。

次に資源造成に重要となる河川への推定遡上数ですが、4ページ目の参考資料2となります。

先ほどの来遊予測値に含まれますが、以西胆振地区の約37万8千尾のうち7万3千尾が、噴火湾地区は24万9千尾のうち、約6万5千尾が推定遡上数となります。

表の中段ほどにある捕獲計画は、今年の「さけ・ます放流計画」に基づく期別の河川捕獲計画の数値となります。

河川遡上数が捕獲計画の数値を上回っていないと親魚不足となり、増殖事業に必要な種卵が確保できない恐れが生じることになりますが、その「過不足について」が右側の表となります。

ご覧のとおり、当管内の胆振地区及び噴火湾地区両方とも、後期群で胆振6千4百、噴火湾3千6百匹が不足する予想となっております。

以上が今年の来遊予測となります。

次に2枚目に戻っていただき、令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針と漁獲見込量について説明いたします。

こちらは、6月26日に北海道連合海区漁業調整委員会で決定した「令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針並びに秋さけ漁獲見込量について」となります。

この実施方針は、本道に来遊する秋さけについて、親魚確保対策及び密漁対策等を講じて安定的な資源造成や適正利用のために毎年連合海区で決定しているものですが、内容については、今次定置漁業権の免許期間中のため施行月日以外は昨年と変更ありません。

漁獲見込量については、3枚目5ページの中段「えりも以西海域」の欄となります。胆振が通常値で30万4千尾、渡島側も含んだ噴火湾海域で同じく通常値が18万5千尾となっております。なお、この数値は河川遡上数を除いた、海面での漁獲見込の数量となります。

以上を踏まえまして、議案第3号でご審議いただく胆振管内のルールとなります。

1ページに戻っていただきまして、この金額ノルマ制はこれまでも管内ルールとして

決定しておりまして、お示ししている案は昨年度と同様の内容です。

3の金額ノルマ設定に係る基本ノルマは、2階網が税抜きで1億5千万円、沖側にある一階網は税抜きで1億5百万円で、この金額ノルマに達した場合は沖網を完全撤去するものです。

なお、漁期中の魚価の反映ということで、上の2となりますが10月10日現在の魚価が過去5カ年の最大と最小を除いた3カ年の平均単価、いわゆる5中3ですが、これと比較し、上昇している場合はその比率に応じて補正することとしております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

金額ノルマ減らすことになったら大変なことになるとは思いますが、卵が足りないとなったとき沖網を切るとなると保険から何かから組合大変だと思うので、ノルマはこのままで中後期の卵確保については小委員会でも話し合わないとならないと思いますが、共済などで何とかなっているところもあるので、そのあたり皆さんからどのようにしたら良いのか、ご意見ありましたらよろしくお願いします。

室村委員

予想は悪いけど魚来るか来ないかはわからないから状況見てからで良いのでは。

岩田会長

現実にデータどおりになっているから、その時になってからでは。間違いなく今年も親魚足りないのだから。去年も網上げの時どうのこうのとなっても。去年も網上げ遅れて後期群作れなかった。田中委員にも聞きたいけど湾内は寒冷の魚が多くてこれから温暖化が進むと回帰率が悪くなる。例えば千歳から卵でなくメス持ってきて胆振のオスと掛け合わせるとか。何かやらないと。一年遅れると4年後に孵ってくる魚が少なくなる。魚作り替えるとか何かやらないとならないと思えます。孵化場と協議しながらやっていきたいと思えます。

室村委員

やってみる価値はあると思えます。

田中委員

さけます内水試が遺伝子の交雑の関係でどう言うかと思えます。

岩田会長

研究者はそう言いますが、我々の寒冷地で日本海は温暖化のために魚つくりかえて15年かかって今帰ってきてますが太平洋側は来ていない。なら太平洋も同じ理屈では。

渡島からもこの話が出ています。

田中委員

水系違いの畜養は親魚死にやすいので卵で持ってくるのが良いのでその辺も含めての話ですね。

室村委員

その辺解りますが、結果がどうあれ可能性があれば試してみるのも。

岩田会長

これについては、増協でどのような考えするのか田中委員に頑張って貰って、増協によろしくをお願いします。網揚げの部分については小委員会で協議することといたします。

ほかに何かご意見ありませんか。

それでは、議案第3号についてはそのとおりに決定してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定させていただきます。

次に協議事項1「胆振海区漁場計画（第15次定置漁業権）に係る公聴会の開催について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

協議事項1「胆振海区漁場計画に係る公聴会の開催」について説明いたします。

前回の当委員会において答申した「第15次定置漁業権」の最終案について、現在、知事による利害関係人の意見聴取が実施されております。

道庁漁業管理課のホームページによる公表と、同じく漁業管理課及び胆振総合振興局水産課にて書面の縦覧による公表を実施しており、8月21日午後5時まで意見を受け付けております。

この後、道は、期限の8月21日までの意見を取りまとめ、意見に対する回答や対応を取りまとめ、最終案がとれた「漁場計画」が示される予定となります。

これを受け、当委員会としては公聴会を開催することとなりますが、知事からの文書が到達するのを待ってから委員会を開催し、公聴会の開催を決定すると日程的に非常に厳しいことが予想されるため、あらかじめ今回の委員会で、公聴会の開催と開催日程を正副三役で決めさせていただきたいのが趣旨でございます。

開催場所や担当予定委員の案については、お配りの資料を確認願います。

2日で管内各漁協で実施する予定としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などがありましたらお伺いたします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、協議事項1については公聴会を開催することとし、その日程は、別途三役により決定することとしてよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に報告事項1、「北海道資源管理方針の一部改正並びに特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の当初配分及び変更について」事務局から説明願います。

濱谷事務局長

報告事項1「北海道資源管理方針の一部改正並びに特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の当初配分及び変更について」ですが、右上に報告事項1-1、1-2の両面印刷のもので説明いたします。

当管内には大きく関わる魚種ではありませんが、「まさば・ごまさば太平洋系群」と「ずわいがに北海道西部系群」、「ずわいがにオホーツク海南部」、「さんま」、「すけとうだら日本海北部系群」に係るものとなります。

報告事項1-2と右上に書かれた資料をご覧ください。

すけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量の変更となります。

1枚めくっていただくと、改正前と改正後の新旧対比の表となります。

漁獲可能量未利用分の翌管理年度への繰り越しに伴い、大臣から追加配分があったことから、知事管理漁獲可能量を変更するもので、当初の全体6千9百トンから7千234トンへと334トンの増となっております。

続いて一枚物をご覧ください。

当委員会でも5月29日に審議答申している、まさば、ごまさば、ずわいがにに関する知事管理量を定めた旨の報告となります。当委員会で審議答申した内容と相違ありません。

続いて裏面をご覧ください。

さんまの知事管理量ですが、当初の6千3百トンから4千8百トンへ減とされております。

これについては、NPFC（北太平洋漁業委員会）の年次会合前に前年と同数で知事管理量を設定した後、NPFCの年次会合により資源評価が公表されたものを受けて、国が配分量を修正する流れとなっており、令和5管理年度においては、資源評価が芳しくないことから、下降修正されたものです。

説明は以上です。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などがありましたらお伺いいたします。

これ、日本海のすけそうは制限して増えたのは良いですが、取る船が5隻しかいない。増やしてもどうしようもないです。

水産庁にも意見したところですが太平洋も同じ事がいえます。制限して、いざ魚が増えました、だけど獲る船がいなかったら沖底や巻き網に獲らせるのか、そういう話にはならないですよ。まぐろの現状見ても、今、佐渡から向こうで巻き網で小さいまぐろは放流しているけど、死んでしまっている。制限して増えるのは良いですが、巻き網に獲らせて沿岸の定置が獲らないでいる。去年大間で違反あって、北海道は賠償払ったけど、水産庁は大間は協議中ですと。おかしいです。沿岸には罰を加えて巻き網は死んだ魚放して良いのか。日本海のすけそうも資源増えて獲る船いない。余った資源誰が獲るのか。沖底です。沖底獲らせるため制限したのか。水産庁は、承りました。後に回答します、みたいな感じでしたが。魚が増えても獲る人いなかったら、結局、実績で沖底や巻き網が獲るようになる。それでは、今何のために制限したのか、意味が無くなる。そのようなTACはやめていただきたいと水産庁には言ったのですが。沿岸のために制限するなら解りますが獲る人がいなくなったら、その漁業はどうなるのか。日本海のすけそうがそういう状況になっている。

今ぶりに制限かけようとしていますが、そこまでやったらとんでもない話になると思いますが。

何でもTACで縛って魚が増えて、沿岸漁業者がいなくなったら獲れなくなる、だから実績はやめてほしい。

海区の皆さんも何かあるたびに声を上げていく必要があるかと思います。

それでは、そのほか何かございますか。

委員

なしの声。

濱谷事務局長

報告事項には載せていませんが、何点か報告いたします。

お手元にさけ定置に関する審査基準をお配りしております。6月19日付けで北海道で決定しております。先日行われた現地説明会でも道庁の漁業管理課から説明されております。詳細については、後ほどお目通し願いますが、優先順位は無くなりましたが、この審査基準に基づいて免許される、というものです。

次にいか釣り漁業との操業協定ですが、5月9日開催の協定会議で案どおりに締結されております。

最後に、6月26日に開催された北海道連合海区委員会ですが、岩田会長が欠席でしたので、事務局2名出席いたしました。議案としては、秋さけの来遊予測の他に個人情報保護の関係ですが、前回の当委員会で決定された物の連合海区版が決定されております。

最後、出席の委員さんから何点か発言がありまして、ご報告させていただきます。根室管内の委員さんから、秋さけの来遊の関係で親魚確保のために行っている自主的な網上げの規制に関して、河川遡上数等来遊予測にどのように反映されているのか、自主的に行った規制が来遊予測に反映されていないのではないかという話がありました。これに関しまして、水産試験場としては、取り組みと行った場合と行わなかった場合とで数字の推定は困難であるのでご理解願いたいとの事でした。

もう一方、釧路管内の委員さんから、沖合で大臣許可と知事許可の漁業者同士のトラブルが多くなってきている。いろいろと要請活動をしてきているが、北海道としてどう対応するのか、等の意見が出されておりました。釧路管内につきましては特殊な状況もございまして、関係各所と協議しながら対応していくと回答しています。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などがありましたらお伺いいたします。

委員

なしの声。

岩田会長

本日の議題は全て終了しました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

なしの声。

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 8月 3日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 滝村 吉信

議事録署名委員 森 裕正美